震災編

(予防・応急・復旧対策)

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割

第1節 区長、区民及び事業者の基本的責務

第1項 基本理念

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる区民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ区民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携・協力しつつ、日頃から自主的に災害に備えるものとする。

震災対策においては、区や防災関係機関が一体となって、区民等と連携し、区民や墨田区に集う多くの人々の生命、身体及び財産を守るものとする。

第2項 基本的責務

区長、区民及び事業者が震災対策を進める上で果たすべき基本的責務は次のとおりであるが、加えて、区民及び事業者は東京都震災対策条例及び墨田区地域防災基本条例に規定されたそれぞれの責務を励行する。

※ I-22:東京都震災対策条例(別冊資料 P156 参照)

※ I-04:墨田区地域防災基本条例 (別冊資料 P6 参照)

区分	基本的責務	
区長	1 区長は、墨田区地域防災基本条例第3条の基本方針に基づき、防災に必要な総合計画を策定し、区の特性に応じた防災施策を積極的に推進しなければならない。 2 区長は、前項の防災施策の実施に必要な財政その他の措置を講じなければならない。 3 区長は、国その他の関係機関と協力して防災施策の推進を図るとともに、必要に応じ国等に対し防災施策の充実及び改善を要請しなければならない。	
区民	1 区民は、災害による被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 2 区民は、次に揚げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。 (1)建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 (2)家具類の転倒・落下・移動の防止 (3)出火の防止 (4)初期消火に必要な用具の準備 (5)飲料水及び食糧の確保	

- (6)避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
- (7) 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- 区民は、災害後の区民生活の再建及び安定並びにまちの復興を図るた め、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、災害後においては、相 互に協力し、事業者、ボランティア及び区、その他の行政機関との協働に より、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならな 11
- 区民は、区その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するととも に、自発的な災害対策活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承 その他の取組により災害対策に寄与するよう努めなければならない。
- 事業者は、区、その他の行政機関が実施する災害対策事業及び区民が協 働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当た っては、地域における社会的責任を自覚し、災害の防止、その施設の適切 な管理を行い、従業員及び近隣住民の安全を確保するとともに、災害後の 区民生活の再建及び安定並びにまちの復興を図るため、最大の努力を図 り、防災のまちづくりに協力するよう努めなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して災害時の被害を防止するため、事業所 に来所する顧客、従業員等及び近隣住民並びにその管理する施設及び設備 について、その安全の確保に努めなければならない。
- 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例(平成25年4月施行)に基づき、 災害時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させ るなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、 従業員の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならな
- 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、 従業員に対して、家族等との連絡手段の確保、避難の経路、場所及び方法 並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害を最小限にとど めるため、近隣住民に対する災害対策活動の実施等、近隣住民等との連携 及び協力に努めなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して災害を防止し、かつ、発生した被害を できるだけ軽減するために、区が作成する地域防災計画を基準として、事 業所単位の防災計画を作成しなければならない。

事業者

第2節 防災機関の役割

区及び区の地域における防災関係機関が防災に関して処理する業務は、おおむね次のと おりである。

第1項 区

<u> </u>	垻 区	
	機関の名称	事務又は業務の大綱
本部長室事務局	都市計画部危機管理担当 防災課 安全支援課 企画経営室 行政経営担当	1 本部長室の庶務に関すること。 2 被害情報等の総括に関すること。 3 本部指令等の伝達に関すること。 4 都及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 災害救助法の適用要請に関すること。 6 災害復旧計画の企画立案に関すること。 7 災害復興本部準備室の設置に関すること。
	企画経営室 秘書担当	1 本部長・副本部長の秘書に関すること。 2 本部長室他隊の活動支援に関すること。
	企画経営室政策担当ファシリティマネジメント担当	1 都からの受援に関すること。 2 協定締結自治体からの受援に関すること。 3 本部長室他隊の活動支援に関すること。
	企画経営室 広報広聴担当	 災害に関する広報に関すること。 災害に関する広聴に関すること。 報道機関との連絡に関すること。 災害状況その他の記録に関すること。
災対総務部	総務部 総務課 法務課	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 2 庁舎の管理に関すること。 3 車両、舟艇等の調達及び配車に関すること。 4 民間協力団体の受入れと派遣に関すること。 5 協定団体への要請に関すること。 6 災害時ボランティアの派遣に関すること。 7 部内各隊に属さないこと。 8 他の部に属さないこと。
	総務部職員課	 本部職員の動員に関すること。 労働力の供給に関すること。 本部職員の救護に関すること。 本部職員の給食に関すること。 本部職員の給与に関すること。 防災業務従事職員の災害補償に関すること。
	総務部 人権同和・男女共同参画課 社会福祉会館 すみだ女性センター	1 人権問題等の相談に関すること。2 女性のための相談に関すること。3 人権施策、男女共同参画の普及・啓発に関すること。4 区立保育園・認定こども園への援助活動に関すること。と。[社会福祉会館]
	区民部 窓口課 出張所	1 施設の管理及び利用者の保護に関すること。[各出 張所] 2 被災者生活再建支援に関すること。 3 出張所事務要領に定める実態調査管轄区域内における被害状況等の情報収集及び報告に関すること。 4 罹災台帳の作成及び住家被害認定調査に関すること。 5 罹災証明書の交付に関すること。

機関の名称事務又	は業務の大綱
6 区立保育園・認	R定こども園への援助活動に関するこ
と。[各出張所]	
	この連絡に関すること。[緑・東向島
出張所]	
8 遺体の捜索に関	• • -
	と置に関すること。
	の遺体の搬送に関すること。
	字に関すること。
	取扱いに関すること。 引渡しに関すること。
	が吸しに関すること。 の取扱いに関すること
	プロ版 (V に関すること)
	交付に関すること。
企画経営室 1 災害対策予算	
	こ
総務部	,, ,, _ , _ , _ ,
1 - 22 11	- こ。 の審査及び出納に関すること。
2 4/1 4 ////	呆管に関すること。
	呆管に関すること。
	等の出納に関すること。
7.1 == 17.1	支給に関すること。
9 災害障害見舞会	金の支給に関すること。
10 災害救護資金の	の貸付けに関すること。
11 被災者生活再發	聿支援金の支給に関すること。
12 すみだボラン	ティアセンターの維持管理に関す
ること。	
± t '	本部等との情報連絡に関すること。
対 国保年金課 [第1物資輸送隊	
	び運転者調達の要請に関すること。
ICT 推進担当 3 物資輸送計画の	の策定に関すること。
	派遣に関すること。
	· ·
6 飲料水の輸送し 7 食糧品の輸送し	- · · · ·
	に関すること。 然料等の輸送に関すること。
	※祝寺の軸込に関すること。 機器の復旧に関すること。「第2物
資輸送隊	及而少及而(C) 为 3 C C。 [
	本部等との情報連絡に関すること。
対 総	の職員の派遣に関すること。
教 III 技术士操动 9 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	及び受入れに関すること。
7 1 1 1 1 1 1 1 1 1	壁難誘導に関すること。
	及び運営に関すること。
産業観光部 6 食糧品の供給し	こ関すること。
産業振興課 7 飲料水・生活月	用水の供給に関すること。
経営支援課 8 生活必需品の包	共給に関すること。
区民部 9 収容施設の消費	毒、避難者の防疫等への協力に関す
税務課ること。	
福祉保健部 10 自隊の業務進	捗状況の把握及び報告に関するこ

^(*) 地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者、又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受 け入れ、保護するために開設する学校等の建物をいう。

	 機 関 の 名 称	事務又は業務の大綱
	厚生課	と。[第1班のみ]
	生活福祉課	11 指定管理者施設の確認及び指示に関すること。
	子ども・子育て支援部	「指定管理者施設を所管する隊」
	子育で支援課	12 日本語のわからない外国人保護に関すること。
	教育委員会事務局	13 文化財の保護に関すること。
	教育安貞云事協同 学務課	14 避難行動要支援者の確認に関すること。
	少好味 地域教育支援課	14 歴無1 期安又仮有の唯祕に関りること。
		4 为4 为12 0 A 4 4 1 4 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	福祉保健部	1 部内各隊の救護活動支援に関すること。
	生活福祉課	2 発災後の生活困窮者の実態把握及び援護に関す
		ること。(おおむね1週間程度が経過した以降から
		実施する。)
		3 生活保護制度に基づく保護等に関すること。
	The NIC FIT VIA Just	4 隊内の他の班に属さないこと。[管理班のみ]
	産業観光部	1 情報収集に関すること。
	観光課	2 一斉帰宅の抑制に関すること。
	福祉保健部	3 駅前滞留者対策協議会現地対策本部の設置運営
	生活福祉課	に関すること。
		4 一時滞在施設等の開設に関すること。
		5 一時滞在施設等への職員の派遣に関すること。
		6 一時滞在施設等への避難誘導に関すること。
		7 一時滞在施設等に滞在する帰宅困難者への対応
		に関すること。
		8 帰宅困難者の帰宅誘導に関すること。(4日目以
		降) 9 部内の救護活動の支援に関すること。
災	邦士敢供 如理接担业	
対	都市整備部環境担当 環境保全課	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 2 二次災害の防止に関すること。
対環境	垛况休土味	3 清掃隊の支援に関すること。
境		4 部内の他の隊に属さないこと。
部	tion to add the time and the time to	
	都市整備部環境担当	1 環境保全隊との連絡調整に関すること。
	すみだ清掃事務所	2 隊内の連絡調整及び庶務に関すること。
		3 隊内の他の班に属さないこと。
		4 「災害廃棄物処理実施計画」の策定に関すること。
		5 関係機関との調整及び要請に関すること。
		6 廃棄物収集等の広報に関すること。
		7 被害情報の把握及び収集に関すること。
		8 災害廃棄物処理に関すること。
		9 区立保育園への援助活動の実施に関すること。 [すみだ清掃事務所・分室]
災	ア. レォ・フ. カイ 士 極 如	
対	子ども・子育て支援部 子ども施設課	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 2 施設被害状況等の集約に関すること。
施	ナとも施設課 子育て政策課	2 施設被害状況等の集約に関すること。 3 他の部の災害対策活動に関すること。
設	ナ育(政東珠 子育て支援総合センター	3 世切部の火音対象位割に関すること。
保護		1 佐急利田老の伊禁に関ネット
部	地域力支援部 スポーツ振興課	1 施設利用者の保護に関すること。 2 施設及び周辺被害の調査に関すること。
	教育委員会事務局	2 施設及び周辺被害の調査に関すること。 3 施設の保全及び管理に関すること。
	地域教育支援課	4 他の部の災害対策活動の支援に関すること。 5 区立保育園・認定こども園への援助活動の実施に
	ひきふね図書館	5 区立保育園・認定こども園への援助活動の実施に 関すること。
		因りること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
災 福祉保健部 対 介護保険課 高齢者福祉課 慮 音者福祉課 者救護部	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 2 障害者・高齢者施設との連絡調整に関すること。 3 避難行動要支援者の安否確認及び救護に関すること。 4 要配慮者救護所の開設・運営に関すること。 5 福祉避難所の開設・運営に関すること。 6 ボランティアの派遣要請及び受入れに関すること。
福祉保健部 すみだふれあいセンター すみだ障害者就労支援総 合センター	1 施設利用者等の保護に関すること。 2 施設の保全及び管理に関すること。 3 部内の救護活動の支援に関すること。 4 区立保育園への援助活動の実施に関すること。 「すみだふれあいセンター」
災対保健衛生部 福祉保健衛生部 保健衛生部 保健衛生部 保健衛生部 という おいっと いっと はいっと はいっと はいっと はいっと はいっと はいっと はい	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 2 医療活動拠点の設置・運営に関すること。 3 都及び関係に関すること。 4 人員調整に関すること。 4 人員調整に関すること。 5 保健衛生に関うること。 6 医療・防疫用資器材の調達及び備蓄に関すること。 6 医療・防疫用資器材の調達及び備蓄に関すること。 9 受援調整に関すること。 9 受援調整に関すること。 10 医療救護活動に係る情報管理・分析に関すること。 11 医療提供に係る調整、関係機関との調整に関すること。 12 避難所救護活動に係る情報管理・分析に関すること。 14 ペットの同行避難に関すること。 15 巡回保健活動に関すること。 16 ねずみ族・昆虫等の防除に関すること。 16 ねずみ族・尾虫等の防除に関すること。 17 動物の保護・管理に関すること。 18 飲料水等の衛生指導及び毒劇物等の管理に関すること。 19 食品衛生の指導に関すること。 20 情報の収集及び提供並びに部内各担当との連絡に関することと。 21 感染症対策に関すること。 22 メンタルケアに関すること。 23 非常時優先業務の調整・実施に関すること。 24 保健センターの安全確保・避難誘導に関すること。 25 相談体制の整備に関すること。 26 災害時避難行動要支援に関すること。 27 要配慮者(乳幼児及び高齢者等)の救護に関すること。 28 健康相談・メンタルヘルスケア・衛生管理に関すること。 28 健康相談・メンタルヘルスケア・衛生管理に関すること。

	 機 関 の 名 称	事務又は業務の大綱
災対建築部	都市計画部 都市計画課	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 2 区内の主要な都市施設及び公共施設の被害状況 の把握及び報告に関すること。 3 家屋被害概況調査に関すること。(~1週間程度) 4 家屋被害状況調査(被災度調査)に関すること。
	都市計画部	(~1カ月程度) 5 情報連絡班の活動支援に関すること。 6 部内の他の隊に属さないこと。 1 区管理住宅の被害状況の確認に関すること。
	住宅課 防災まちづくり課	2 応急仮設住宅の設置及び管理の計画に関すること。3 応急仮設住宅の設営及び管理に関すること。4 公的住宅及び民間住宅の提供に関すること。
	都市計画部建築指導課	5 被災宅地の応急危険度判定に関すること。 1 被災建築物の応急危険度判定に関すること。(~2週間程度) 2 被災家屋等の応急修理、その他被害予防の指導に関すること。
	総務部営繕課	3 被災宅地の応急危険度判定に関すること。 1 情報の収集及び連絡調整、報告に関すること。(第 1班のみ) 2 避難所等の調査及び応急修理に関すること。 3 応急仮設住宅の設計と発注に関すること。
災対建設部	都市整備部 都市整備課 都市整備部立体化・まちづくり推進担当 立体化推進課 拠点整備課 まちづくり調整課	 本部及び巡検隊等との情報連絡に関すること。 応急復旧計画の策定に関すること。 工作協力隊への協力要請等に関すること。 災害復旧事業に関すること。 公共土木施設の被害状況の調査、集約及び報告に関すること。 河川及び護岸の安全対策計画の作成に関すること。
	都市整備部土木管理課道路公園課	7 注意を要する箇所のパトロールに関すること。 1 工事現場の安全対策に関すること。 2 河川、道路及び公園等のパトロールに関すること。 3 道路、公園等の障害物の排除に関すること。 4 公共土木施設(占用物件含む)の安全対策並びに被害状況の調査及び報告に関すること。 5 河川及び護岸の安全対策に関すること。 6 応急復旧工事に関すること。
災対教育部	教育委員会事務局 庶務課 すみだ教育研究所	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 2 学校及び幼稚園施設の被害状況集約及び応急復旧に関すること。 3 園児、児童及び生徒の被災状況調査に関すること。 4 災害復旧事業に関すること。
	教育委員会事務局 学務課	1 学用品等の調達及び供給に関すること。 2 被災校への保健衛生指導に関すること。

	機 関 の 名 称 教育委員会事務局 指導室	事務 又 は 業 務 の 大 綱 1 教職員の避難所運営の支援要請に関すること。 2 応急教育計画の作成に関すること。 3 隊内の他の班に属さないこと。
	各小・中学校、各幼稚園	1 園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護者への引渡しに関すること。 2 施設の保全及び管理に関すること。 3 避難所の運営に関すること。 4 応急教育計画に関すること。
災対区議会部	区議会事務局	1 部の庶務及び本部等との情報連絡に関すること。 2 区議会議員の安否確認に関すること。 3 区議会議員との連絡調整に関すること。 4 区議会災害対策支援本部に関すること。
白鬚東地区防災拠点参集隊		「白鬚東地区防災拠点における防災施設の管理及び防災機器の作動等に関する協定」に基づく、防災拠点施設管理職員への指示及び避難住民への対応に関すること。

笙 2 頃 蚁

第2項 都	
機関の名称	事務又は業務の大綱
第五建設事務所	1 河川の保全及び復旧に関すること。2 道路及び橋梁の保全及び復旧に関すること。3 水防活動に関すること。4 河川における流木対策に関すること。5 河川、道路等における障害物の除去に関すること。
江東治水事務所	1 高潮対策(地震対策)事業、江東内部河川整備事業、 水門・排水機場等の整備及び維持管理に関すること。 2 水防作業の実施及び技術的指導に関すること。
水道局(東部第一支所及び墨 田営業所)	1 応急給水に関すること(但し、応急給水槽における 資器材の設置及び応急給水活動は区が行う。)。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。
下水道局 東部第一下水道事務所	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受け入れ処理に関すること。
交通局門前仲町駅務管区 交通局馬喰駅務管区 交通局江東自動車営業所	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関する こと。
警視庁第七方面本部 本所警察署 向島警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 4 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 5 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 6 遺体の調査等及び検視に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京消防庁第七消防方面本部 本所消防署 向島消防署	1 火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること。2 人命の救助及び救急に関すること。3 危険物等の措置に関すること。4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

第3項 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 2 災害派遣の実施に関すること。

指定公共機関 第4項

为 4 块 阳 足 丛 六 恢 因	
機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便本所・向島郵便局	1 郵便事業の運行管理及び施設等の保全に関すること。2 災害時における郵政事業災害特別事務取扱いに関すること。3 区内における災害対策の支援に関すること。
JR 両国駅	1 鉄道施設の保全に関すること。
JR 錦糸町駅	2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避
	難者の輸送の協力に関すること。
	3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。
NTT 東日本	1 電信電話施設の保全に関すること。
	2 災害時における通信の確保に関すること。
東京電力パワーグリッド	1 電力施設の建設並びに安全保全に関すること。
江東支社	2 災害時における電力供給に関すること。
日本通運隅田川支店	災害時における貨物(トラック)自動車による救助物
	資及び避難者の輸送に関すること。
首都高速道路東京東局	1 首都高速道路等の保全に関すること。
	2 首都高速道路等の災害復旧に関すること。
	3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
東京ガスネットワーク	1 ガス供給施設(製造設備等を含む。)の建設及び安
	全確保に関すること。
	2 ガスの供給に関すること。

指定地方公共機関 第5項

210 = X	
機関の名称	事務又は業務の大綱
東武鉄道京成電鉄	1 鉄道施設の安全保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避 難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。

東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域	1 鉄道施設の安全保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避 難者の輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。
東京都トラック協会墨田支部	災害時における貨物 (トラック) 自動車による救助物 資及び避難者の輸送の協力に関すること。

公共的団体 第6項

機関の名称	事務又は業務の大綱
医師会	災害時における医療救護活動への協力に関すること。
歯科医師会	
薬剤師会	
柔道整復師会墨田支部	
東京都訪問看護ステーション	
協会	

民間協力機関 第7項

機関の名称	事務又は業務の大綱
町会・自治会等	1 避難誘導、避難所内の世話業務への協力に関すること。 2 罹災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力に関すること。 3 防疫活動への協力に関すること。 4 その他、被害状況調査等災害対策事務全般についての協力に関すること。